

特別用途地区の変更について

特別用途地区とは？

地域の特性にふさわしい土地利用を増進したり、環境の保護を図ったりするため、建築規制を強化することによって、用途地域の内容を補完するものです。

具体的な内容については、滝川市条例で決めます。

なぜ、特別用途地区を指定するの？

滝川市では中心市街地活性化を目指すため、市街地中心部の発展と江部乙、東滝川など、商業の地域バランスをとるために、大規模集客施設や店舗等の適正な立地を図る目的で、用途地域の変更が行えない箇所については特別用途地区の指定を行います。

今回変更する特別用途地区の内容は？

大規模集客施設制限地区

《範囲の変更》

※これまでは、準工業地域に指定していましたが、今回は準工業地域、近隣商業地域の一部に変更します。

新規に定める特別用途地区の内容は？

商業業務誘導地区《新たに指定》

※店舗、飲食店などの床面積の適正配置を行います。

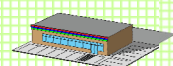
第一種のイメージ



1

店舗面積
50㎡まで建設可能

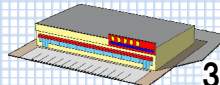
第二種のイメージ



2

店舗面積
500㎡まで建設可能

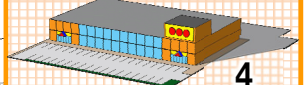
第三種のイメージ



3

店舗面積
1,000㎡まで建設可能

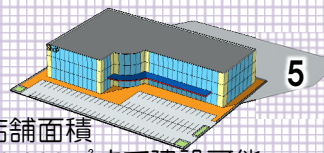
第四種のイメージ



4

店舗面積
3,000㎡まで建設可能

大規模集客施設制限地区のイメージ



5

店舗面積
10,000㎡まで建設可能

特別用途地区凡例

	特別工業地区
	研究研修地区
	商業業務誘導地区(第一種) …1
	商業業務誘導地区(第二種) …2
	商業業務誘導地区(第三種) …3
	商業業務誘導地区(第四種) …4
	大規模集客施設制限地区 …5

至：新十津川

至：札幌

至：赤平